

○ 拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する場合は各事業所の実態に応じて、実際に担う機能を記載して下さい。

以下の内容を参考に運営規程の追加項目を作成してください。

【運営規程の記載例】

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。（以下「法」という。）第77条第3項及び第4項）に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ及び対応

短期入所や居宅介護等を活用した緊急時の受け入れ体制を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

(3) 体験の機会・場

① 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

② 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用して体験の機会を提供する機能

(※ 担う機能に応じ、一方又は両方を記載。)

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアを必要とする者や行動障害を有する者等に対して、専門的な対応ができる体制の確保又は専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連絡体制の構築等を行う機能。

(注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を理解した上で作成して下さい。